

Japan tax alert

EY税理士法人

オーストラリアで2016年 7月1日より新たな移転 価格指針が適用開始 グローバル・バリューチェーンの 利益配分に影響

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブ・サマリー

オーストラリアは、2016/17年度連邦予算案の中で、経済協力開発機構(OECD)の改正移転価格ガイドライン(以下、「CTPG¹」)を導入し、2016年7月1日から適用を開始すると発表しましたが、これには早急な対応が必要となります。CTPGは、税源浸食と利益移転(BEPS)に関するプロジェクトの行動8-10に基づき、移転価格の結果とバリューチェーンの整合を取るとし、リスクが高いとみなされる関連者間取引についてのガイダンスを提供しています。

グループ内で以下の取決めがある納税者は、CTPGによって多大な影響を受ける可能性があります。

- ▶ グループ内企業間のリスク負担及びそれに関連する利益配分は契約に基づいたものであり、リスク管理活動を行っていない「リスクが限定的な企業」等がグローバル・バリューチェーンに存在する
- ▶ コモディティ取引におけるマーケティング拠点について、独立価格比準法(CUP法)に基づく価格設定をしていない、又は独立価格に対して大幅に割安な価格設定をしている
- ▶ 無形資産を移転したが、過去の5年以内の期間を見直してみると、無形資産の譲渡価格がその無形資産に帰属する実際の利益と一致していない
- ▶ 無形資産により得られる利益の配分が、無形資産の「開発、改良、維持、保護及び活用」(DEMPE)活動と一致していない

1 The changed Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) transfer pricing guidelines

CPTGと今までに決定された次のような主な変更の結果、多国籍企業を取り巻く環境は様変わりしています。

- ▶ 2016年1月1日より国別報告書の提出を義務化
- ▶ 2016年1月1日に多国籍租税回避防止法を施行
- ▶ 2016年度より税の透明性規範の自主的導入を奨励
- ▶ 迂回利益税を2017年7月1以降に開始する課税年度より導入
- ▶ 2016年後半から二重課税防止条約の改正へ向けた多国籍枠組みを構築

- ▶ オーストラリア税務当局の作業部会および資金調達の強化。目標は4年間で37億豪ドルの税収増
- ▶ 罰則の強化

これら全てがあいまって、多国籍企業が世界的なバリューチェーンと事業体制を見直すきっかけとなっています。

アラートの全文は、[EY Global Tax Alert 2016年6月8日号](#) (英文のみ)をご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
佐藤 佳子	シニアマネージャー	+81 3 3506 2703	yoshiko.sato@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE 20160620

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp